く対策のポイント>

農地中間管理事業の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じた**きめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施**し、農地中間管理機構による 担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換、営農定着に必要な取組を支援します。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進「令和5年度まで]

く事業の内容>

1. 地域内農地集積型

- 2. 農地集積推進型
- 担い手への農地集積を一層推進するため、推進費 (整備費の最大5.0%) の交付により農業者の費用負担の軽減を図りつつ、基盤整備を機動的に支援します。
- 3. 高収益作物転換型
- 基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や導入1年目の種子・肥料への支援など、**高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて支援**します。
- 4. 未来型産地形成推進条件整備型
- 水田転換や既存産地の改良とともに、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援します。また、果樹については、早期成園化等の取組を併せて支援します。
- 5. スマート農業導入推進型
- **基盤整備と一体的に**行うGNSS基地局の設置等のスマート農業の導入について支援します。
- ※ 1と3の型では、リタイア農家が所有する農地等を機構を介して担い手に円滑に集約できるよう、機構集積協力金交付事業の農地整備・集約協力金により、農業者負担の軽減を図ることが可能です(整備費の最大12.5%)。

【実施要件】

- ①事業対象地域:農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等(1~5の事業)
 - ※ 3~5の事業はこれに加え、実質化された人・農地プランの対象区域等も対象とする。
- ②総事業費200万円以上、③農業者数2者以上、④スマート農業導入推進計画(仮称)を策定(5の事業)等

<事業の流れ>



く事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善の支援







高収益作物への転換に向けた取組支援





労働生産性を抜本的に高めたモデル産地形成





スマート農業導入の支援





[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208) 生産局園芸作物課 (03-3502-5957)

農地耕作条件改善事業(1/2)

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農 地集積を推進するとともに、営農定着に必要な取組を支援することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善や、高収益作物への転換、モデル的な産地形成、スマート農業の導入促 進に向け、ハードとソフトの両面から機動的支援。

① 地域内農地集積型 最大5年(ハードは最大3年)

きめ細かな整備とともに、農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積を推進します。

定額助成

(ハード)区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等(※1) (ソフト) 1 地区当たり上限300万円(年基準額)の条件改善 促進支援 等

(※1) 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

② 農地集積推進型 最大5年(ハードは最大3年)

事業規模、農地集積・集約化等を実施要件として、農業者の負担の軽減を図り、機動的な基盤整備を実施します。

機動的な基盤整備

地域内農地集積型の定率助成と同様

(単独実施は、面的整備(区画整理、農地造成、 暗渠排水)のみ可能)

ハード整備に事業費を対象に推進費を交付(最大5.0%等) (国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担)

集積推進費

集積推進費の要件

- 面的整備の場合、事業対象農地は、1ha(中山間地等は0.5ha)以上の連担化した農地であること
- 目標年度(事業完了後3年)までに、①担い手への農地集積率が概ね50%以上向上し、事業対象農地の全てが集積され、 また、②担い手への農地集約化率が向上し、概ね8割以上となること 等

(ハード)農業用用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道 農地造成等

定率助成

(ソフト) I C T による水管理や防草対策等の維持管理の省力 化支援 等

きめ細かなハード整備







採択要件 ①共通(地域内農地集積型)

- 対象区域:農地中間管理事業の重点実 施区域等(農地中間管理機構との連携概 要を策定)
- ●事業費200万円以上 ●農業者2戸以上
- ●事業主体:農地中間管理機構.都道府 県,市町村,改良区,農業協同組合,農業法人

②農地集積推進型

- ●事業主体は都道府県のみ

③高収益作物転換型

- ●実質化された人・農地プラン ●ハード事業費1,000万円以上 策定地域も対象区域とできる
- ●集積推進費要件を満たすこと●農地耕作条件改善のハード 事業を実施
 - ●作付面積のうち1/4以上を新 たに高収益作物に転換 等

4 未来型産地形成推進条件整備型

- ●実質化された人・農地プラン 策定地域も対象区域とできる
- ●未来型産地形成推進条件 整備計画を提出
- ●面積要件は、果樹は2 ha以 上、野菜は露地 5 ha以上、施 設1ha以上 等

5スマート農業導入推進型

- ●実質化された人・農地プラン 策定地域も対象区域とできる
- ●スマート農業に適した基盤 整備事業が実施されていること
- ●スマート農業導入推進計画 を提出 等

農地耕作条件改善事業(2/2)

③高収益作物転換型 最大5年(ハード最大3年)

基盤整備とともに、収益作物転換のための計画策定から営農定着まで必要な取組を支援します。

高収益作物転換プラン作成支援(最大2年)

(定額助成)プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向 把握、輪作体系の検討、販売先の調査等※2

農地耕作条件改善(最大5年(ハードは最大3年))

地域内農地集積型と同様

高収益作物導入支援(最大5年)

(定額助成)技術習得方法検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等※2

(定率助成)実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース等

(※2)高収益作物転換推進費として、1地区あたり上限300~500万円(年基準額)を支援

4) 未来型産地形成推進条件整備型 最大5年

省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援します。

果樹

新産地育成型

(定率助成) 小規模基盤整備(盛土等)、 資材導入、設備のリース導入

(定額助成)

- 新植´(例:りんごの超高密植栽培 71万円/10a)
- 新植に伴う幼木の管理(22万円/10a)
- 早期成園化・経営の発展等の取組

大苗の育成:20万円/10a、 省力技術研修:3万円/10a 最大23万円/10a ※3 (※3)水田の場合、水田活用の直接支払交付金の水田農業高収益化推進助成

と合わせて最大33.5万円/10aを支援。

既存産地改良型

小規模基盤整備(園內道整備等) 資材導入、設備のリース導入

(定額助成)

- 改植 (例:かんきつの根域制限栽培 111万円/10a)
- 改植に伴う幼木の管理(22万円/10a)
- 早期成園化・経営の継続・発展等の取組

大苗の育成: 20万円/10a

代替農地での営農: 28万円/10a ► 最大51万円/10a 省力技術研修: 3万円/10a

これなら

農業が できるわ!

思い通りの

高収益作物導入









野菜

(定額助成) 実需者ニーズに対応した品種の導入試験、 GAP・トレーサビリティ手法の導入 等

(定率助成)農業用ハウス等施設・農業機械のリース導入 以上で契約取引を行うこと

園芸作物導入型の要件

・実需者と協議会を構成し、協議会内実需者に産地規模の30%

5 スマート農業導入推進型

スマート農業に適した基盤が整備された地区に、GNSS基地局等先進的な省力化技術を導入します。

スマート農業導入推進支援

(定率助成) GNSS基地局の設置と、これと併せて導入するトラクタへの自動操舵システム等※4

スマート農業導入推進計画

- 対象地区における基盤整備の状況(大区画ほ場、圃場内耕作道、用排水路パイプライン化、ターン農道 等)
- 導入するスマート農業の内容と、経済性の検討
- 地域の収益力向上に向けた取組方針※5

(※4)R2年度は水田地帯への導入を対象とする。(※5)地域内での高収益作物への取組方針等を記載

農地耕作条件改善事業における機構集積協力金「農地整備・集約協力金」の活用

- 基盤整備が進んだ地域には、未整備な農地が存在している場合もあり、これらの農地は、例えば、高齢化等により農業者がリタイアした場合には、未整備であることから、担い手が引き受けられず、結果として、耕作放棄地となって、鳥獣被害の発生源となる等、周辺の担い手の経営環境にも負の影響を及ぼすおそれが高い。
- 一方で、そのような未整備農地は、周辺の<mark>担い手に集約しやすい立地条件</mark>にあることから、この農地を対象に基盤整備を行い、担い手に集約することで、地域の農業生産性は一層向上する。
- 〇 そこで、このような農地を対象とした基盤整備と担い手への農地の集約を促進するため、平成31年度予算において、機構集積協力金交付事業において、農地耕作条件改善事業における農業者の費用負担の軽減に充当するための「農地整備・集約協力金」を創設した。農地耕作条件改善事業において、本協力金を活用することで、担い手への農地集約率に応じて、最大で農業者の負担なく基盤整備を実施することが可能。

【協力金の交付対象事業】

農地耕作条件改善事業のうち交付要件を満たす地区 事業実施主体:都道府県、市町村、農地中間管理機構、土地改良区等

【協力金の主な交付要件】

※ 下線部は、R2年度拡充内容

- 1. 農地耕作条件改善事業の事業対象農地は、基盤整備済み地区に内在または隣接 しているものであって、地域内で合計10ha(中山間:5ha)未満であること
- 2. 対象農地のすべてについて、目標年度までに担い手に集積され、かつ農地中間管理権が協力金の申請日から15年以上設定されていること
- 3. 対象農地を含む地域において、農地を次世代につなぐための「次世代農業発展計画」が都道府県によって策定されていて、かつ人・農地プランの見直し(実質化)を行うこと

【イメージ】 事業対象農地 中間管理権が設定され 担い手に集約される 整備済み地区

【農地整備・集約協力金】

: 目標年度における担い手の農地集約率(事 : 業対象農地に占める、担い手に集約した面積) : に応じて、農業者の事業費負担の軽減を目的と ! して交付する。

○担い手の農地集約率

担い手に集約した事業対象農地面積

事業対象農地面積

目標年度における 担い手の農地集約率	交付率 (整備費に対する割合)
100%	12.5%
90%以上	8. 5%
80%以上	5.0%

- ※機構集積協力金交付事業において措置
- ※平成35年度までの時限措置